

公益社団法人広島県社会福祉士会 定款

2013 年 4 月 1 日施行

第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人広島県社会福祉士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、社会福祉の援助を必要とする広島県民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって広島県内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする広島県民の生活支援と権利の擁護に関すること
- (2) 広島県民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関すること
- (3) 社会福祉士等の職務に関する知識及び技術の向上に関すること
- (4) 福祉専門職の養成及び技能の研鑽に関すること。
- (5) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること
- (6) 社会福祉士等の資格取得の支援に関すること
- (7) 社会福祉団体その他の関係団体との連携に関すること
- (8) 福祉サービスの質の向上及び評価等に関すること
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）

第 28 条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、広島県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(4) 準会員 次に掲げる者で、広島県内に住所又は勤務先を有し、本会に入会することを希望する者

ア 社会福祉士試験の受験資格を有する者

イ 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は準会員となろうとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が入会申込者に通知するものとする。

(会費及び負担金)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 準会員は、総会において別に定める準会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、除名の議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款に違反し、又は会員としての重要な義務を履行しないとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 法第32条第1項又は第2項の規定により、社会福祉士の登録を取り消されたとき。

(4) 法第33条の規定により、社会福祉士の登録を取り消されたとき。

(5) 正当な理由がなく、会費及び負担金、賛助会費又は準会費（以下、「会費等」という。）を2年以上納入しなかったとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本会は、会員が資格を喪失しても、すでに納入した会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(招集)

第12条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の

請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに正会員に発しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選任する。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 定款の変更
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 本会の解散に関する事項
- (8) 理事会が付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。

- (1) 第42条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第43条第2項に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

(総会の定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。この場合は、総会に出席したものとする。

2 前項の規定により議決権を行使する場合には、当該正会員又はその代理人は、本会に対し、代理権を証する書面を提出又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(総会への出席発言)

第18条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事

項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(総会の議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において出席した正会員のうちから選任された 2 名以上の議事録署名人が、署名押印する。

(総会の議事規則)

第 20 条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 5 章 役員

(役員)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、2 名乃至 3 名を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 本会は、副会長とは別に法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）を置くことができる。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、連続して 4 期を超えて同一の役員に選任されることはできないものとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し

た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員親族等割合の制限)

第26条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第27条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、当該理事及び監事に対し、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前項の規定による費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が正会員以外の者のうちから委嘱する。

3 相談役は、会長の求めに応じて、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の決議に基づいて、会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。

4 顧問及び相談役は合計5名以内とし、任期は委嘱した会長の任期による。

第6章 理事会

(理事会)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく同法第 111 条第 1 項の責任免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

（理事会への報告の省略）

第 33 条 理事及び監事が理事及び監事に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

（議事録）

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、監事及び出席した理事のうちから選任された 1 名以上の議事録署名人は、これに署名・押印しなければならない。

第 7 章 委員会等

（委員会等の設置）

第 35 条 理事会又は総会は、特に必要があると認める場合には、委員会及び事業部会（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 団体契約及び意見表明

（団体契約）

第 36 条 本会は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

（行政庁等に対する意見表明）

第 37 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べるることができる。

第 9 章 支部

（支部組織）

第 38 条 本会は、総会の決議を経て、市区町又は複数市区町を単位として、支部を置くことができる。

2 支部は、本会の内部組織とし、設置単位の市区町の区域内において、本会の事業計画に基づき、第 4 条各号に定める事業を行うことができる。

3 支部の運営に関しては、この定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て会長が別に定める。

4 会員は、その住所又は勤務先を有する市区町に置かれる支部に所属する。

（支部長）

第 39 条 支部には、支部長 1 名を置く。

2 支部長は、別に定める方法により、当該支部に所属する正会員の中から選出する。

第9章 資産及び会計

(本会の経費)

第40条 本会の経費は、会費、負担金、賛助会費、準会費、寄付金その他の収入をもって充当する。
(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第45条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の決議を経て別に定める。

(会計の規程等)

第46条 会計に必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、第43条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及びその他の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経たのち会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会における正会員総数の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その他権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、社員総会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 雑則

(定款施行細則)

第53条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に細則で定める。

(公告)

第54条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

2 本会の最初の会長及び副会長は以下のとおりとする。

会 長 中島康晴

副会長 百川晃 酒井珠江

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

2025 年 2 月 9 日変更、施行